

2509件

沖縄県内の児童相談所が対応した児童虐待相談事例件数(2021)



# 保育園で虐待から子どもを守る

児童虐待防止法第2条において、子ども虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)がその監護する児童(18歳に満たない者)に対して行う行為として定義されています。虐待の行為は以下の4つに分類されており、ほとんどの虐待では、行為が重複して起こっています。

身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待

## 知っておきたい言葉

### しつけと虐待

しつけとは、子ども自身をのばし、社会において自律できるようにサポートする行為です。子どもが心身の苦痛を伴うものは、罰を与える行為となります。時代とともに、しつけと虐待の認識は変わっており、体罰は禁止されています。

## 気になる家庭

子ども、保護者、家庭の状態(表情・衣服・健康状態、価値観等)が、不安定もしくは支援を必要とする範囲にある。保育士を含む他者とのコミュニケーション(文章含む)が難しい家庭。  
※ひとり親、障害や疾病、若年、過保護  
仕事が長続きしない、支払いが遅れがち  
兄弟が多い、支配的な関わりが多いなど

## 育てにくい子

年齢に沿った発達段階とかけ離れている言葉によるコミュニケーションが難しい  
自らの意思を表現しない  
過度に甘えてくる、癪癪を起こす  
眠りが浅い、夜泣きが多い  
偏食やアレルギーがある  
通院が多い、体が弱い、動きが荒いなど  
保護者との相性により、言われることもある

## 私ができること



塾生 Tさん  
(50代 保育士)

子ども時代、しつけや教育の中に、暴力的なことが少なからず存在していました。今のお母さんたちも厳しい環境の中で育った人もいるでしょう。子どもとの適切な関わり方を身につけるために、工夫したことを挙げてみました。

- お母さんが声をかけやすいように振る舞う
- 困り感よりも、その子のいいところを話す
- 保育士が敵ではないことが伝わるように
- 親自身が、弱音を吐けない状態であることを理解する

精一杯保育をしても、振り返ると「これで良かったのかな?」と、迷うことはありませんか? 虐待防止だけでなく、不適切な保育を防ぐためにも私が仕事の中で心がけていることを紹介します。

- セルフチェックをする
- 自分に足りないことを知る
- 失敗から学ぶ(ヒヤリハットなど)
- セルフチェックにないものは自分で付け足す



塾生 Mさん  
(50代 保育士)

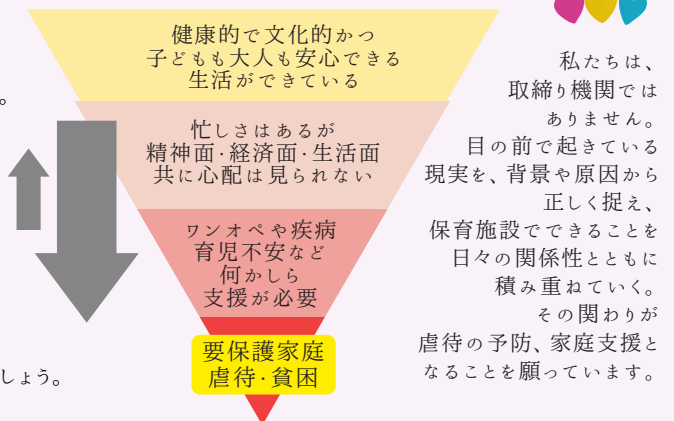
## 保育士が、家庭に対してできること

キャリアや関係性で、出来ることが変わります。

- 気づく まずは、困っていることや異変に気づくこと! いつもと違う?の感覚を大切に。
- 発信する 自分一人で判断しなくてOK! 出来ることを持ち寄り、チームで対応しましょう。
- 近づく 挨拶や雑談、話を聴いたり。先入観を持ちすぎず、でもSOSを逃さずに。
- 話すことができる ライトな話から、重たいことまで内容は様々。心構えも必要です。
- アドバイスが出来る 押し付けにならないように。傾聴を基本に。こちらができることも提案しましょう。

## 家庭環境の分析

家庭環境は様々。日々の観察によって、保育施設ができる保護者支援が変わります。



塾生 Hさん  
(50代 保育士)

連絡なしの欠席が2日続いたら、連絡を!



悩んだらここ!  
匿名OK

自分自身の健康管理も忘れずに!!!!



いつでも・どこでも・いつまでも  
学びたくなったあなたを、待っています!

作成: がじゅまる学習塾 2023.07.02版